

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称： エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力
強化プロジェクト詳細計画策定調査（海運マ
ーケティング／企業経営）（一般競争入札
（総合評価落札方式））

調達管理番号：20a01136

- 第 1 章 入札の手続き
 - 第 2 章 特記仕様書
 - 第 3 章 技術提案書作成要領
 - 第 4 章 経費積算に係る留意事項
 - 第 5 章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
 - 第 6 章 契約書（案）
- 別添様式集

注） 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
技術提案書の提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出
期限までに提出してください。
入札価格については、技術提案書等提出期限までに、電子入札シ
ステムにより送信してください。なお、入札価格は別見積指示の
経費を除く消費税抜きの金額となります。
詳細については「第 1 7. 入札書・技術提案書の提出」をご確
認ください。

2021 年 2 月 24 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2021年2月24日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

（1）業務名称：エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（海運マーケティング／企業経営）（一般競争入札（総合評価落札方式））

（2）業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

（3）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。

（4）契約期間（予定）：2021年5月から2021年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 大久保 崇 Ookubo.Takashi@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：2021年3月5日（金）正午まで

2) 提出先：上記4. 窓口

3) 提出方法：電子メール

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(2) 質問への回答

上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

1) 2021年3月11日(木)までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

7. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：2021年3月19日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

① 技術提案書（従来と変更無）

技術提案書の提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までにされない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

② 入札書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

イ 別見積もりのある場合、別見積もり書（PDF）（パスワード付）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。

ウ 上記アによる競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

- ・ 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）をご確認ください。
- ・ 電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による入札価格の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による入札価格の提供ができない場合には、その詳細の理由とともに技術提案書提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります（移行期の暫定的な対応）。従来の方法等による提出の場合に限り、別途ご案内する入札書様式にて提出ください。なお、本運用は2021年6月末日をもって終了します。

(4) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2021年4月9日（金）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2021年4月12日（月）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、当機構にて責任をもって削除します。

9. 入札執行の日時及び場所等

（1）日時：2021年4月15日（木）11時～

（2）場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※機構からの承認を受けて電子入札システムによらず電子データ（PDF）で入札書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ入札価格を代理入力します。

この方法で入札書（電子データ（PDF））を提出した場合、上記（1）時間の15分前～開始時間までに、電子メールにより JICA-Ebid@jica.go.jp 宛にパスワードの送付をお願いします。パスワードが時間内に届かない場合は、入札辞退とみなします。また、この場合、本案件の入札会の執行に係る応募者との連絡（再入札時の連絡など）は、このパスワードの連絡を受けたメールアドレスに対して行いますので、機構からの連絡を遺漏することの無いようお願いします。

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

① 電子入札システムへ入札価格を送信していた場合：

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

- ② 電子入札システムを利用せず PDF にて入札書を提出していた場合：
1 回目の入札価格（PDF）に対するパスワードを送付したメールへの返信で、
再入札の日時を含む①の再入札実施通知書に準じた内容を連絡します。

（４）その他

入札会后、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

10. 入札書

- （１）入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価
（円）（消費税込）をもって行います。（ただし、電子入札システムへの送信額は
消費税抜き価格としてください。システムにて自動的に消費税10%が加算され
ます。）
（２）入札価格（消費税を除く。）は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札
価格（消費税を除く。）が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を
入札価格とみなします。
（３）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
（４）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を
提出したものとみなします。
（５）入札保証金は免除します。
（６）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) (PDF にて提出の場合) 記名押印を欠く入札
ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の
押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データ
での送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、
メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 4) (PDF にて提出の場合) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない
入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 明らかに連合によると認められる入札
- 7) 同一競争参加者による複数の入札
- 8) 条件が付されている入札
- 9) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格
評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{入札金額}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{入札金額}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ

引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 2. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

1) 開札方法

本案件では電子入札システムにて開札を行います。PDF で提出の場合は、既に提出されている入札書電子データのパスワードを JICA-Ebid@jica.go.jp へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

2) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は9.（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、以下の通りとします。

(ア) 電子入札システムへ入札価格を送信していた場合：

再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。¹

(イ) 電子入札システムを利用せず PDF にて入札書を提出していた場合：

次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、再入札の日時までに JICA-Ebid@jica.go.jp へ送付してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 3. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出をいただきます。

(2) 「第6 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（「第6章 契約書（案）」参照）につい

¹ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ては、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

14. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利

益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

16. その他

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

（4）不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、失注者については、入札会の日の翌日から

起算して 7 営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、技術提案書の評価内容について面談説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で 30 分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じて技術提案書の評価内容についてもご確認ください。

以 上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と【受注者名】（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（海運マーケティング／企業経営）（一般競争入札（総合評価落札方式））」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・目的

スエズ運河は、エジプト北東部に位置する地中海と紅海・インド洋を繋ぐ運河で、1869年にエジプト国とスエズ運河株式会社により共同で建設された。1888年にコンスタンティノーブルで署名されたスエズ運河の自由航行に関する条約（英：Convention Respecting the Free Navigation of the Suez Maritime Canal）は、スエズ運河の地位を定める多国間条約であり、その第1条は、平時および戦時においてスエズ運河をすべての船に対し開放する旨定め、締約国に対し、運河の自由な使用に干渉しないことを義務付けており、その「航行の自由」は円滑な国際海運のために極めて重要である。1956年に国有化されて以来、スエズ運河の経営、開発、維持管理等は、首相府直属のスエズ運河庁（SCA: Suez Canal Authority）が実施している。

スエズ運河は国際海運において最重要航路の一つとして位置づけられ、船舶大型化等の海運動向に対応して拡張開発されてきた。開通当初の運河規模は、全長164km、水深8m、航行可能喫水は6.7m、通行可能船舶は5,000DWTであった。その後、船舶の大型化に伴い、円借款事業を含む度重なる増深、拡張工事を経て、2015年8月に最新の拡張工事が完工した現在では、全長193km、水深24m、幅205mに拡張され、最大240,000DWTの船舶が通航可能となっている。また、南北双方向の同時通行が可能となる複線区間も拡大され通行可能容量も増大した。2017年の船舶利用数は17,550隻、利用船舶総トン数は1,041,576千トンとなっている。

スエズ運河はエジプト国の政策においても重要な位置付けであり、その通行料金収入は、観光、石油、海外在住労働者からの送金に並ぶエジプト国の主要な外貨獲得源の一つである。2018年の通行料金収入は約57億USドルとエジプトの外貨収入の約1割に相当している。

我が国のSCAとの関わりは強く、1970年代の「スエズ運河航行安全プロジェクト」や「スエズ運河庁経営企画部門設立調査」によってEconomic Unit (EU)設立の支援をしてから現在に至るまで技術協力が続いている。近年では、2000年～2001年に開発調査「スエズ運河経営改善計画調査」を実施し、コンテナ化の進展等世界の貿易動向を踏まえた需要予測モデルの確立、需要予測を踏まえた通航料金体系・サービス体系の提案等を行った。さらに、2012年～2015年に「スエズ運河庁戦略強化プロジェクト」を実施し、近年の大きく変化する国際海運市況に合わせたSCAの戦略策定能力の

強化に取り組んだ。また、2016 年～2017 年に「スエズ運河庁能力開発」により本邦研修を実施し、SCA の若手職員の戦略策定能力の向上に係る協力を実施した。2017 年～2018 年には「海運需要予測モデルのアップデートと SCA のマーケティング機能強化」により 4 名の専門家を派遣し、EU 職員的能力向上を図った。

スエズ運河の通航料金収入は、世界的な経済状況、石油価格、競合輸送ルートの整備等によって大きな影響を受け、今後も世界の海運の状況は継続的に大きく変化することが予想される。特に、2015 年のスエズ運河の拡張とほぼ同時期（2016 年）にパナマ運河の拡張も実施され顧客獲得競争（北米発着）の激化や、シベリアランドブリッジによるアジア～欧州の陸上輸送強化が図られている状況がある。

このような状況のもと、スエズ運河の優位性を保持していくことはエジプト経済にとって極めて重要な課題であり、SCA のマーケティング能力強化に係る「スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の要請がなされた。

本プロジェクトの詳細計画策定調査（以下「本調査」という。）は、本プロジェクトの実施に向けて、要請背景、スエズ運河の運営・経営の現状及び方向性等を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を収集・分析・整理した上で、エジプト側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）を締結する予定である。

「スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（海運マーケティング／企業経営）」（以下「本業務」という。）の従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の本調査業務従事者や発注者と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要なデータ・情報を収集・整理し、分析するとともに、協力計画策定のために必要な調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

第3条 業務実施上の留意事項

（1）プロジェクトの概要

調査対象とするプロジェクトの概要は以下のとおり。

1) プロジェクト名称

スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト

2) プロジェクト実施機関

スエズ運河庁（SCA: Suez Canal Authority）

3) プロジェクト実施期間

2021年12月～2023年11月（想定）

4) プロジェクト目標等

ア) 上位目標

スエズ運河の競争上の優位性が継続的に改善される。

（指標及び目標値：スエズ運河を航行するトン数が増加する）

イ) プロジェクト目標

SCA のマーケティング能力が強化される。

(指標及び目標値：マーケティング戦略上の料金改定が行われる)

ウ) 成果

成果1： スエズ運河利用の需要予測及び収入シミュレーションの能力が向上する

(指標及び目標値：SCAの職員が需要予測ソフトを活用して、スエズ運河利用の需要予測や収入シミュレーションができる)

成果2： 海運市場の動向分析能力が向上する

(指標及び目標値：海運市場の動向がタイムリーに分析できる)

成果3： マーケティングの組織的能力が向上する

(指標及び目標値：SCA内組織 Economic Unit 内にマーケティング部門設立に向けた準備(業務内容、業務分担、権限規定、要員規模等)が整う)

エ) 主な活動

<成果1>

- 1-1 船舶の経路選択についての推計手法をアップデートする。
- 1-2 船舶の経路別運行費用の推計手法をアップデートする。
- 1-3 料金水準の変更に伴う収入シミュレーション手法をアップデートする。
- 1-4 スエズ運河利用の潜在需要を把握する。
- 1-5 経済発展中の新興国(インド等)発貨物の運河利用需要を推定する。
※上記1-1～1-5に関して、本邦大学での短期研修により実施する。

<成果2>

- 2-1 船種、貨種ごとの海運動向を、新型コロナウイルス感染症、燃料安の状況も踏まえてアップデートする。
- 2-2 交通ルートの現況を把握する。(スエズ運河、喜望峰、パナマ、シベリアランドブリッジ、北極海、等)
- 2-3 海運会社の航路選定に係る動向をアップデートする。
- 2-4 国際海運集会所(ICS、@ロンドン)、アジア船主協会(ASA、@シンガポール)などの国際機関、海運会社、荷主、物流業者等の利用者側と対話チャンネル開設に向けた意見交換を行い、コミュニケーションが改善される。

<成果3>

- 3-1 新規の料金体系、優遇(割引)対象船舶の考え方を整理する。
- 3-2 料金以外の利便性向上の方策を整理する(手続き簡素化、新たな顧客サービス導入等)。
- 3-3 SCA内組織 Economic Unit 内にマーケティング部門設立に向けた準備(業務内容、業務分担、権限規定、要員規模等)がなされる。

(2) 調査対象地への渡航

本業務については、現段階では、現地への渡航を想定していないが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。

(3) エジプト側関係機関とのコミュニケーション

本業務では、前述のとおり現地渡航を想定していないことから、エジプト側関係機関からの情報収集、ヒアリング、協議等は、目的に応じて、電子メール、オンライン会議等の遠隔コミュニケーションツールを確保すること。なお、コミュニケーションや各種情報収集等、本業務の円滑実施を目的として特殊傭人（ローカルコンサルタント）を確保することを妨げない²。

(4) 本調査の日本側実施体制

本調査の日本側実施体制（団員構成）は以下を想定する。

- ① 総括（JICA）
- ② 需要予測（大学有識者）
- ③ 組織体制（JICA 課題アドバイザー）
- ④ 海運マーケティング／企業経営（本コンサルタント）
- ⑤ 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

(5) 業務履行の確認プロセス

本業務は、「エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査の一環として、発注者が作成する報告書の一部を取りまとめることを目的としているので、業務履行に当たっては、十分発注者と協議すること。

約3ヶ月の業務のうち、最初の1ヶ月目で情報収集、2ヶ月目に先方との全体協議、3ヶ月目に報告書案のとりまとめを想定している。

なお、特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- ① PDM (Project Design Matrix) 一次案及びPO (Plan of Operation) 一次案、本プロジェクト関係者への質問票の作成時
- ② 本プロジェクト関係者へのインタビュー実施時、質問票の回収時
- ③ PDM（案）及びPO（案）作成時
- ④ 事業事前評価表（案）、詳細計画策定調査報告書（案）作成時

(6) 適切な評価指標の設定

現時点で想定されている上位目標、プロジェクト目標、及びこれらの評価指標は（1）に記す通りであるが、国際海運の状況変化の影響を受けにくい、より適切な評価指標がないか検討する。

(7) 新型コロナ感染症対策資機材の検討

新型コロナ感染症の対策に資する資機材の調達に関しては、JICAが実施する各プロジェクトのコンポーネントに、可能な範囲で取り込むこととしている。そのため、本業務において、SCAの業務所掌の範囲内で活用ができる資機材供与の可能性について検討し、適切なものがあれば提案する。

² 特殊傭人の確保を予定する場合は、その理由も付してプロポーザルで提案すること。別見積もりとする。

(8) 機構からの便宜供与

発注者による便宜供与事項は以下のとおり。

- ① 実施機関等関係者の連絡先提供
- ② (必要に応じて) 調査依頼文書等の発出
- ③ (必要に応じて) 実施機関等関係者とのオンライン会議等の遠隔コミュニケーションの補助

第4条 業務の内容

(1) 既往関連資料・情報の収集・分析等

要請書・関連報告書等の既往資料及び各種情報を収集・分析し、要請背景・内容を把握する。

(2) 質問票(英文)の作成及び分析

- ① 本プロジェクト関係者(カウンターパート機関等)に対し、質問票(英文)を作成する。質問票はメール等を通じて直接、もしくはJICAエジプト事務所を通じて配布を行う。
- ② 質問票を回収・分析するとともに、必要に応じてWeb会議等を通じた個別インタビュー等を聴取し、その結果を団内で共有する。

(3) PDM 一次案、P0 一次案及び事業事前評価表一次案の作成支援

協力内容を検討の上、担当分野について、本プロジェクトのPDM、P0一次案(和文・英文)及び事業事前評価表一次案(和文・英文)の作成を支援する。

(4) 対処方針会議等の出席

本調査にかかる各種打合せ及び対処方針会議、結果報告会等の会議に参加し、各種情報、分析結果、作成資料等を共有・報告する。対処方針会議は、現時点では発注直後、PDM・P0 一次案作成後、各種情報の収集・分析後、PDM(案)・P0(案)作成後の PNG 関係機関との協議前を想定している。これらについては業務の前半に実施されることになるが、調査進捗によって適宜追加する。

(5) 本プロジェクト関係者へのヒアリング実施

本プロジェクト関係者に対し、本調査の評価手法について説明を行うとともに、(1)及び(2)の結果を踏まえ本プロジェクトの目的、内容等の枠組みを検討するために、現状認識やニーズを聴取する。

(6) 現状把握及び課題分析

(1)～(5)の結果を踏まえつつ、以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。なお、団員間で十分に情報交換の上業務を行う。

- ① 国際海運マーケットのトレンド、将来的な動向
- ② スエズ運河通過交通量実績(船舶数、トン数)、将来的な動向
- ③ SCA の組織体制、及び運営状況(業務所掌内容、人員、財務状況、外部機関との連絡調整等)

- ④ SCA の経営、スエズ運河管理に係る現状
- ⑤ SCA が抱える課題や問題点の整理、及び優先的に取り組むべき課題 等

(7) ジェンダー主流化ニーズに係る調査

本プロジェクトは「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」となっていることから、本調査において以下の確認を行う。その結果、本プロジェクトに反映させるべき点があればPDM（案）に反映させる。

- ① エジプトの港湾・海運分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- ② SCA の職員や技術者、オペレーター等の男女比の確認、女性職員や技術者の雇用や研修等の参加促進の方策

(8) PDM（案）及びP0（案）の作成及び取りまとめ支援

(3) で作成されたPDM 及びP0 一次案について、(4) ～ (7) までの結果を反映し、担当分野について、PDM（案）（和文・英文）及びP0（案）（和文・英文）の作成を支援するとともに、全体の取りまとめに協力する。

(9) エジプト側関係機関との協議

エジプト側関係機関と、PDM（案）、P0（案）等の本プロジェクトの枠組みについて、協議する。担当分野について、関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。

(10) 詳細計画策定調査報告書（案）の作成及び取りまとめ

担当分野について、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、「評価分析」団員の作成する内容案を含む全体の取りまとめに協力する。

第4条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおりとし、電子データをもって提出することとする。詳細計画策定調査報告書（案）には、収集した各種資料も添付すること。なお成果品とはしないが、エジプト側と協議した内容を議事録とし、会議後速やかにJICAに提出すること。

(1) 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

(別紙)

報告書目次案

注1) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

注2) ★は担当分野に関する記載が含まれることが想定される項目

地図・写真・略語表 ★

事業事前評価表（和文・英文）★

第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景と目的
- 1-2 調査団の構成
- 1-3 調査日程 ★
- 1-4 主要面談者 ★

第2章 事業実施の背景と必要性

- 2-1 エジプト国の概要 ★
- 2-2 エジプト国におけるスエズ運河の位置づけ ★
- 2-3 我が国の協力方針との関連 ★
- 2-4 海運マーケットの動向 ★
- 2-5 スエズ運河経営の現状、課題及び改善の方向性 ★

第3章 プロジェクトデザインにかかる調査結果

- 3-1 プロジェクト名
- 3-2 プロジェクトサイト ★
- 3-3 受益者 ★
- 3-5 実施期間 ★
- 3-6 実施体制 ★
- 3-7 投入 ★
- 3-8 上位目標 ★
- 3-9 プロジェクト目標 ★
- 3-10 成果 ★
- 3-11 活動 ★
- 3-12 前提条件 ★
- 3-13 外部条件 ★

第4章 プロジェクトの事前評価結果

- 4-1 妥当性
- 4-2 有効性
- 4-3 効率性
- 4-4 インパクト
- 4-5 持続性
- 4-6 貧困・ジェンダー・環境等への配慮 ★

- 4－7 過去の類似案件からの教訓の活用 ★
- 4－8 今後のモニタリング・評価計画 ★

以 上

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安
表紙	
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力	
（1）類似業務の経験 <u>類似業務：海運マーケティング／企業経営に係る各種業務</u>	4 頁以下
（2）当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	2 頁以下
2 業務の実施方針等	
（1）課題に関する現状認識	2 頁以下
（2）業務実施の基本方針	3 頁以下
（3）作業計画／要員計画	1 頁以下
（4）その他	1 頁以下
3 業務従事予定者の経験、能力等	
（1）評価対象業務従事者の経歴	5 頁以下

注）ISO9001 等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

（1）業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

また、本業務については、現段階では現地への渡航を想定していませんが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、受注者に協議に応じて頂きます。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)に基づき、発注者が負担します。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約1.5人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、競争参加者が自由に提案してください。ただし、評価対象者は1名のみとしますので、複数名で分担する提案を行う場合には、評価対象者1名についてのみ、評価対象業務従事予定者経歴書を提出してください。

業務主任者／海運マーケティング／企業経営（3号）

(4) 業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／海運マーケティング／企業経営】

a) 類似業務経験の分野：海運マーケティング／企業経営に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：エジプト国及び全途上国

c) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(5) 評価対象者の制限

評価対象者は、自社の経営者又は自社と雇用関係にある技術者（「専任の技術者」と称します。）としてください。

(6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

なお、評価対象者に外国籍人材を活用する場合で、評価対象者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(7) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- ① 本プロジェクト要請書
- ② 専門家業務完了報告書（需要予測モデル1）
- ③ 専門家業務完了報告書（需要予測モデル2）
- ④ 専門家業務完了報告書（海運動向）
- ⑤ 専門家業務完了報告書（マーケティング）

※②～⑤は、個別専門家「海運需要予測モデルのアップデートとSCAのマーケティング機能強化」の報告書

2) 公開資料

- ① エジプト国「スエズ運河戦略強化プロジェクト業務完了報告書」(2015年3月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12249678.pdf>

- ② エジプト国「スエズ運河戦略強化プロジェクト」事後評価(内部評価)結果票(2019年5月)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1000542_4_f.pdf

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

ただし、類似業務実績は3件までとし、様式4-1(その2)を使用してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

➤ スエズ運河運営・経営に係る現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

特に、本業務では現地への渡航を想定していないため、遠隔での情報収集等の方針等(オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等)について、可能な限り具体的に記述して下さい。

3) 作業計画／要員計画

上記「2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画を記述して下さい。

4) その他

相手国政府又は機構（機構の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」Ⅰ.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

➤ 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

➤ 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		20
(1) 類似業務の経験	● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	12
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。	8
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。	10
	● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が提案されているか。	10
(3) 作業計画の妥当性	● 各作業を適正に実施できる業務フローとなっているか。	4

3. 業務主任者の経験・能力		40
イ 類似業務の経験	● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。	20
ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での 業務経験	● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。	8
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	7
ニ 業務主任者等としての 経験	● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。	2
ホ その他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。	3

第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次のとおりとします。

（1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次のとおりとします（別添様式1－2参照）。

本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

		内 容
Ⅰ. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
Ⅱ. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
Ⅲ. 消費税		消費税及び地方消費税

(2) 報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日 30 日、国内業務は実働日 20 日で 1 人月として積算して下さい。

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していません。

(3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

3. 定額で計上する経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を別見積もりとして入札金額に含めず、別途「入札金額内訳書（別見積もり）」を技術提案書及び入札金額と併せて提出いただき、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

- ・ 特殊傭人費（少額交通費を含む） 500 千円（税抜き）

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。
数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

すなわち、現地業務人月に関係する（比例する）現地関連費や機材購入費の計上があれば（これらの計上がない可能性が高いと考えています。）、本契約においては、業務完了及びのその確認・検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認（証憑書類等の確認）なしに、支払を行うこととなります。「業務従事者の従事計画・実績表」の提出も不要となります。

2. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

（1）契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4）要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

（2）業務計画書等の提出

適用されます。

（3）費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

（4）その他契約金額内訳に係る事項

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5）旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

（5）業務従事者の確定・交代

業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。

（6）現地再委託契約

「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。

（7）機材調達・管理

「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4）調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

（8）本邦研修受入れ

適用されます。

本邦研修受入れに係る直接経費は、原則、定額計上するよう指示する「直接経費」として取扱われることを想定しています。

（9）契約の変更

適用されます。

（10）不可抗力

適用されます。

（11）業務の完了

適用されます。ただし、「2）継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限りです。

以 上

第6章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： エジプト国スエズ運河庁マーケティング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（海運マーケティング／企業経営）（一般競争入札（総合評価落札方式））
- 2 業務地： エジプト国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（調査業務。以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 社会基盤部運輸交通グループ第二チームの課長
- （2）分任監督職員： なし

（「契約金額の精算」条項の変更）

第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。

- （1）直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費
国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- （2）報酬
契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- （3）直接経費の例外

第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。

- ・ 特殊傭人費（少額交通費を含む） 500 千円（税抜き）

2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条（契約金額の精算）及び約款第15条（支払）の規定を次の各号のとおり変更する。

- （1）約款第14条第2項から第6項を削除する。
- （2）約款第14条第2項に「契約金額をもって「確定金額」とする。ただし、発注者が契約金額内訳書に記載されている費目について、業務の実績や実支出を確認した上で、発注者が支払うべき「確定金額」を定める旨、受注者に指示したときは、受注者は契約履行期限内に経費報告書を発注者に提出し、発注者は当該経費報告書をもって、確定金額を算定し、受注者に通知する。」を挿入する。
- （3）約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第2項の規定による確定金額」に変更する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除する。
- （2）第26条 契約金額精算報告書
本条を削除する。
- （3）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

※ 部分払を行う場合。

（部分払）

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （1）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品： 第〇次中間報告書）
- （2）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品： ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」＞ 調達ガイドライン・様式 ＞ 様式 業務実施契約
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）
にある「契約約款（調査業務）」に示すとおりとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」＞ 調達ガイドライン・様式 ＞ 様式 業務実施契約
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）
にある「附属書 I（共通仕様書）」に示すとおりとします。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円（内訳別表）
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
（1）旅費（航空賃）	●●●, 000円
1）Cクラス：	●●●, 000円×○往復＝●●●, 000円
2）Yクラス：	●●●, 000円×○往復＝●●●, 000円
（2）現地関連費	●●●, 000円
内訳：	●●●, 000円×○. ○人月
（3）国内関連費	●●●, 000円（一式）
（4）機材費	●●●, 000円（例：定額計上）
（5）再委託費	●●●, 000円（一式）
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円（10%）
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費（航空賃）及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、証拠書類に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額（円）	業務人月	金額（円）
合　　計				

別添様式集

第 1 入札に関する様式

別添様式 1 入札金額内訳書

第 2 技術提案書作成要領に関する様式

別添様式 2－1 技術提案書頭紙

別添様式 2－2 技術提案書表紙

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。
契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式 1)

入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名
(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
合 計	円
消費税及び地方消費税の合計金額	円
総 計(入札金額)	円

(別添様式 1 - 2)

I 報酬**円**

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費**円**

 (1) 旅費 (航空賃)
 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費)

 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				金額（円）
		日当（円）		宿泊費（円）		
		×	=	×	=	
小 計						

(3) 一般業務費 (現地支出分)

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(5) 機材購入費

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(6) 再委託費

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

独立行政法人国際協力機構
〇〇〇国 《案件名》
(調達管理番号 : XXX)
技術提案書

年 月

<全省庁統一資格業者コード>
コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :